

第 5 章 目標の実現に向けた個別施策の展開

第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開

重点施策① 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱体化し、妊娠、出産や子育てに関する妊産婦等の不安や負担が増えており、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでの、きめ細かな支援によって達成されます。

地域レベルでの結婚から妊娠・出産を経て子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことは重要であることから、安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

- ◇ **「母子保健相談支援事業」の充実**（妊産婦等からの支援ニーズに応じて、母子保健や子育てに関する様々な悩みへの相談対応や、支援を実施している関係機関につなぐための事業）
- ◇ **「産前・産後サポート事業」の充実**（妊産婦等の孤立感や育児不安の解消を図るため、助産師等による専門的な相談援助や、地域の子育て経験者やシニア世代等に話し相手になっていただく等の事業）
- ◇ **「産後ケア事業」の充実**（出産直後に休養やケアが必要な産婦に対し、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援や休養の機会を提供する）
- ◇ **子育て世代包括支援センターの機能強化**

重点施策② 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

（1）児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが重要です。

本町においては、要保護児童対策地域協議会で定期的に情報交換及び防止対策の検討を行います。地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には早急に支援を求める等、関係機関との連携強化に取り組みます。

- ◇ **相談体制の整備や関係機関との連携強化**（虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携および情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化に努める）
- ◇ **発生予防、早期発見、早期対応等**（虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子

保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、適切な支援に努める)

- ◇ **社会的養護施策との連携** (子ども・子育て支援を推進するにあたり、子育て短期支援事業を実施する施設等との連携等、社会的養護の地域資源の活用に努める)

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭それぞれに特有の課題やひとり親ならではの課題への対応だけではなく、生活を支える様々な子育て支援の施策の充実や、地域における子育て支援の推進などもあわせた総合的な支援、各種窓口や関係機関、支援者の相互連携が必要です。

また、子どもの人権を尊重し、子どもたちがその置かれている環境に関わらず健やかに成長するよう、子どもの自立を支援する視点を大切にし、貧困対策も視野に入れた子ども自身への総合的な支援の推進に努めます。

- ◇ **子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援** (生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育てや心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援の充実を図る)
- ◇ **家庭ニーズに応じた適切な相談支援** (様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、相談支援や情報提供体制の充実を図る)
- ◇ **積極的な情報提供** (支援制度の認知度の向上のため、わかりやすく利用しやすい制度案内に努め、積極的な情報提供を推進)
- ◇ **子どもへの総合的支援** (子どもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援等、子どもの視点に立った、子どもが未来へ希望を持てる支援に努める)

(3) 障害児に対する施策の充実

障害のある子どもが共に地域で成長していくためには、公的なサービスの充実とともに地域全体が障害児に対する理解を深め、温かく見守っていくことが重要です。

乳幼児期を含め早期から教育、福祉、保健が連携した相談体制を整備し、発育相談、就学、進学、日常生活等について連携を活かした一貫した支援が必要です。発達障害については、社会的な理解が不十分であることから、適切な情報の周知を広げるほか、家族が適切な子育てができるための支援を行うなど支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を図り、障害児の受入れを推進します。

- ◇ **障害の早期発見・早期対応、障害の受容に対するサポート**（成長の過程で児童の障害が顕著になってくると、障害児とその保護者は、生活のしづらさを感じ、社会から孤立してしまう傾向があることから、障害の早期発見・早期対応、障害の受容に対する支援に努める）
- 集団生活の場において児童の障害に対する支援**（集団生活の中で児童の障害が顕著に現れることもあることから、集団生活の場において児童の障害に対する支援を行なう）

重点施策③ 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療など多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障害のある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労などに影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことがないように、子どもの貧困対策に取り組むことが求められています。

このような状況を受けて、子育て家庭の経済的負担の軽減と、子どもの貧困対策に関する各種支援及び取り組みを推進します。

なお、本町においては「改正子どもの貧困対策法」を踏まえ、今後子どもの貧困対策計画の策定を行います。

- ◇ **子どもの育ちを支える生活支援**（子どもたちが、安心して過ごせる環境で健やかに育ち、将来生活していくために必要な基礎的な生活習慣が身につくよう、家庭だけではなく、幼稚園・保育所、学校、地域など社会の中で子どもの育ちを支えていく取組を進め、子ども一人一人の成長に応じたきめ細かい支援の充実を図る）
- ◇ **子どもの学びを支える教育支援**（子どもたちが家庭環境や経済的状況にかかわらず、それぞれの能力や可能性を伸ばすことが出来る教育を受けられるよう、学校をプラットフォームとして、貧困が連鎖しないよう総合的な子どもの貧困対策を行う）
- ◇ **生活基盤の安定を図るための保護者への支援**（保護者が安心して就労できるよう子育て支援の充実を図るとともに、保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などにより、経済的不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図る）
- ◇ **切れ目なくつながる重層的な支援体制の構築**（生活に困難を抱えている子どもや家庭に早期に気づき、適切な支援につなげていけるよう、子どもや家庭に最も身近な地域において困りごとに気づき、支えていく支援体制の整備）

基本目標(1) 地域における子育ての支援

保護者の就労状況等に関わらず、すべての子ども・子育て家庭へ質の高い幼児期の教育・保育を提供するとともに、すべての子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられるように、地域で支える子育て支援の充実を図ります。

事業名	通常保育事業		
概要	保護者が労働又は疾病等により、家庭において子どもを保育することができないと認める場合、保護者に代わり保育所等での保育を行う。 0歳児（3箇所）からの未就学児を対象に町内7箇所の保育園、認定こども園で実施。		
担当課	福祉課・町民生活課	今後の方針	継続実施

事業名	一時預かり事業		
概要	昼間、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児に対し、保育所等の施設において必要な保護を行う。本町では保育所等の自主事業として展開している。 2箇所（支援センター・認定こども園）で実施（一般型）。3箇所の認定こども園で実施。 現在未移行幼稚園1箇所で実施。		
担当課	福祉課・教育総務課・町民生活課	今後の方針	継続実施

事業名	延長保育事業		
概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行う。 町内7箇所の保育園・認定こども園で実施。		
担当課	福祉課・町民生活課	今後の方針	継続実施

事業名	病児・病後児保育事業		
概要	児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、保育所等に付設された専用施設において看護師等が一時的に保育を行う。 病後児対応型は、委託1箇所で実施。		
担当課	福祉課・町民生活課	今後の方針	継続実施

事業名	障害児保育事業		
概要	障害を有する子どもと健常児を集団保育することにより、健全な社会性の成長発達を促進する。 3箇所の認定こども園で受入可能。		
担当課	福祉課・町民生活課	今後の方針	継続実施

事業名	幼稚園		
概要	「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」とし、①満3歳以上の幼児を対象として、②学年単位で1年ないし3年の教育期間で、③1日4時間を標準に、④毎学年39週以上の教育を行う。本町には2つの私立幼稚園があり、自主事業として預かり保育、土曜日や長期休み時（春・夏・冬）の保育、未就園児の親子登園等を実施している。 現在未移行幼稚園1箇所を実施。		
担当課	教育総務課	今後の方針	継続実施

事業名	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		
概要	保護者が労働等で昼間家庭にいない、小学校に入学している子どもに対し、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用し、適切な遊びの場を提供するとともに、その健全な育成を図る。 7箇所を実施。(公営1箇所、委託6箇所) 令和2年度より6箇所を実施。(公営1箇所、委託5箇所)		
担当課	福祉課・町民生活課	今後の方針	継続実施

事業名	地域子育て支援拠点事業		
概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言等の援助を行う。 【一般型】 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開する。 2箇所の子育て支援センターで実施。		
担当課	福祉課・町民生活課	今後の方針	継続実施

事業名	子育て支援サービスの情報提供		
概要	地域における子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供を行う。利用者支援事業で実施。		
担当課	福祉課・健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)		
概要	すべての乳児がいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行うことにより乳児家庭での適切な養育を確保する。平成21年10月1日から実施。		
担当課	福祉課・健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	養育支援訪問事業		
概要	乳幼児全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭等の子ども及び養育者に対して家庭を訪問し、短期集中的にきめ細やかな相談・指導・助言等の濃密な支援を行う。		
担当課	福祉課・健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	育児情報誌の作成・配布(ちゃいるどはうすママBOOK!等)		
概要	妊娠・出産・乳幼児期・学童期等時期や年齢ごとに制度やサービスを紹介した子育てマップ(ちゃいるどはうすママBOOK!等)の作成・配布を行う。		
担当課	福祉課・健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	町ホームページを活用した子育てに関する情報提供		
概要	町ホームページを活用した子育てに関する情報提供を行うことにより、子育て支援情報の周知を図る。		
担当課	福祉課・健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	子育て支援サイト		
概要	妊娠から出産・子育てまでの情報を幅広く発信することで、子育てしやすい環境の提供を図る。		
担当課	福祉課・健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	幼児教育・保育の無償化事業食材料費補助金		
概要	給食費の副食に要する費用に対し補助金を交付することにより、子育て支援に寄与する。		
担当課	福祉課・教育総務課	今後の方針	継続実施

基本目標(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

すべての家庭が安心して子どもを生き育てられるように、保健、医療、福祉など様々な分野が連携し、保護者と子どもの健康の確保を図るとともに、子どもの心身の健やかな成長を支援するため、それぞれの発達状況に応じた取組を推進します。

事業名	母子相談		
概要	妊婦、乳幼児の保護者、家庭等からの様々な相談に応じ、不安の軽減を図る。助産師・保健師が担当し月1回実施。		
担当課	健康増進課・福祉課	今後の方針	継続実施

事業名	妊産婦及び新生児訪問指導事業		
概要	妊産婦、新生児のいる家庭の訪問指導を実施し、母子の健康確保、不安の軽減を図る。また、ハイリスク妊産婦（若年、高齢、多胎、家庭環境問題や疾病）への継続的な支援。助産師を中心に訪問指導を実施。必要に応じて保健師、心理士などの専門職と共に訪問を行っている。妊婦に対する訪問が希薄になっている。今後どのようにするか検討していく必要がある。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	子育て世代包括支援センター(母子保健型)		
概要	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない関りを行い、また安心して子育てしていただける環境を整えるために、基本型と連携を図り、情報共有しながら、個別支援へつなげていく。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	産前・産後サポート事業		
概要	必要に応じて専門職の自宅訪問や電話による状況確認、産科医等の関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行っていく。また、妊婦を対象とした交流の場を設け、妊娠期から孤立感や育児不安の解消に努めていく。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	産後ケア事業		
概要	産後1年未満の産婦に対し、助産院での相談や乳房等のケアについて、一人につき3回まで利用費用の助成を行う。平成30年4月から実施。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	産婦健康診査		
概要	産婦が心身ともに安定して児との生活を送っていけるよう、産婦健康診査の受診勧奨と一人につき2回まで検査費用の助成を行う。平成31年4月から実施。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	思春期対策		
概要	若年妊婦や低出生体重児等の予防のために、町の課題分析を行い、思春期早期からの保健対策の強化を行う。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	養育支援訪問事業 再掲		
概要	乳幼児全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭等の子ども及び養育者に対して家庭を訪問し、短期集中的にきめ細やかな相談・指導・助言等の濃密な支援を行う。		
担当課	福祉課・健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業) 再掲		
概要	すべての乳児がいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行うことにより乳児家庭での適切な養育を確保する。平成21年10月1日から実施。		
担当課	福祉課・健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	医療機関・団体等との連携		
概要	医療・保健・福祉・地域等の各種関係機関・団体等と連携を取りながら子育て家庭を支援する。 機関によって連携の回り方に差が生じている。あまり連携の図れていない機関とどのように連携していくか検討が必要。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	子育て自主サークルの育成・支援		
概要	町内の子育て自主サークルをはじめとする子育てに関わる自主的な組織について、その活動の育成・指導者の養成、組織間の連携強化等を図る。また、活動の拡充・活発化を支援し、地域における子育て機能強化を図る。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	児童手当		
概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)が制定され、1972年度以降支給されている。額の改定や対象となる児童の年齢については数年ごとに改正され、子ども手当制度を経て、2012年からは、中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下を対象に月1万5千円又は1万円が支給されている。		
担当課	福祉課・町民生活課	今後の方針	継続実施

事業名	子ども医療費助成事業		
概要	子ども医療に関して医療費助成を行う。 平成27年度より中学校修了児童が対象(15歳到達の最初の3/31までの児童)		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	肝付町多子世帯等保育料等軽減事業		
概要	多子世帯の経済的負担を軽減して安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するために、保育所に第3子以降の子どもを入所させる家庭の保育料を軽減する事業。		
担当課	福祉課	今後の方針	継続実施

事業名	子育て支援パスポート事業		
概要	事業に協賛する商店街や企業等の協力を得て、子育て家庭を支援したり応援したりするサービスや心遣いをお願いし、具体的に目に見える形で子育てしやすい環境づくりのために取り組んでいる事業。		
担当課	福祉課	今後の方針	継続実施

事業名	地域、学校や施設における食に関する指導の充実		
概要	地域・保健施設・学校等において、生涯にわたる健康づくりの基本である「食」に関する指導を行う。		
担当課	教育総務課	今後の方針	継続実施

事業名	栄養相談・栄養指導		
概要	妊産婦や乳幼児に関する栄養指導・栄養相談の充実を図る。 乳幼児健診に管理栄養士に入ってもらい栄養指導を行っている。乳児検診での栄養指導が希望者のみとなっているため、今後どのように管理栄養士が介入するか検討していく必要がある。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	学校給食の充実		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ▼給食指導体制の確立 ▼食に関する指導の充実（学校給食法の一部改正と新学習指導要領への対応） ▼学校給食の衛生管理の徹底、食物アレルギーへの対応 ▼学校給食について保護者や地域住民への意識啓発（給食試食会の積極的実施） ▼給食センター、共同調理場の円滑な運営と連携強化 		
担当課	教育総務課	今後の方針	継続実施

事業名	救急、休日小児科医療等の情報を定期的に提供		
概要	救急・休日小児科医療の情報を定期的に提供する。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	乳幼児健康診査の受診勧奨の推進と健診体制の強化		
概要	乳幼児健康診査の受診勧奨を行うとともに、乳児、1.6歳、3歳児、2歳児歯科検診を実施し、乳幼児の健康増進と保護者の育児不安の軽減を図る。また未受診者把握を行い、乳幼児の安否確認や虐待の予防に努める。 乳児（3～5ヶ月児、6～8ヶ月児）・1.6歳児・3歳児健診、2歳・2.6歳児歯科検診を定期的に実施。未受診者に対しては自宅や保育所訪問による状況確認を行っている。健診の継続と、受診率の向上を目指す。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	予防接種に関する情報の提供		
概要	予防接種実施率向上に向け、予防接種に関する情報の提供に努める。 振興会回覧、広報誌、町ホームページ等で情報提供を行っている。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	予防接種事業		
概要	個別予防接種体制により、予防接種実施向上を図る。 乳幼児健診、振興会回覧、広報誌、町ホームページ等で接種勧奨を行っている。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	不妊治療費助成事業		
概要	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。 一般不妊治療、特定不妊治療を行った夫婦を対象に通算5年間助成を実施。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	妊娠期の健康対策		
概要	母子手帳発行時に保健指導、妊婦健診の受信勧奨、妊婦歯科検診の助成を行い、妊娠中に健やかに過ごし、早産や異常出産の予防と母性の保護に努める。 母子手帳発行時は保健師や助産師による面談を実施。妊婦健診は14回、妊婦歯科健診は1回、助成を実施。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	親子教室		
概要	乳幼児健診結果や相談から、育てにくさや発達に支援の必要な親子に対し、遊びを通して親子の関わりを深め、必要な支援を行う。 子育て支援センターと共に月1回実施。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

事業名	チャイルドシート貸出事業		
概要	生後1歳未満までの子どもを持つ家庭に対しチャイルドシートを無料で貸し出す。 最大6か月間。		
担当課	健康増進課	今後の方針	継続実施

基本目標(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

すべての子どもがそれぞれの発達段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備・充実に努めます。また、自ら学び、自ら考える力を身につけることができるような教育や豊かな心を育てる教育、個性を尊重する教育の充実など教育内容・方法の改善が図られるような施策を推進します。

事業名	家庭教育学級		
概要	家庭が本来果たすべき役割を見つめ直す機会となるよう、保護者が子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を、保護者自身が学習するため実施する。		
担当課	生涯学習課	今後の方針	継続実施

事業名	地域子育て支援拠点事業 再掲		
概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言等の援助を行う。 【センター型】 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開する。 2箇所の子育て支援センターで実施。		
担当課	福祉課・町民生活課	今後の方針	継続実施

基本目標(4) 子育てを支援する生活環境の整備

すべての子どもとその保護者がのびのびと安心して生活ができるように、子育てに配慮した良好な居住環境の確保を図るとともに、道路や様々な施設、公園などを利用しやすい環境に整備し、安全で快適に暮らせる子育てにやさしいまちづくりを推進します。

事業名	道路環境の整備		
概要	すべての人が日常生活を送りやすい道路環境の整備を行う。 振興会に補助金を出して、町道の整備を行っている。(肝付町振興会環境整備補助金)		
担当課	建設課	今後の方針	継続実施

事業名	肝付町振興会防犯灯施設整備事業		
概要	防犯に対する意識を高めるため、防犯灯の整備を進める。 振興会に補助金(1/3)を出して、防犯灯の整備を行っている。(肝付町防犯灯施設整備補助金)		
担当課	総務課	今後の方針	継続実施

基本目標(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

すべての子育て家庭が多様なライフスタイルにあわせて働きながら、安心して子育てができるように、事業者、家庭、地域など様々な関係者が連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。また、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、女性が働きやすく、男女が協力して家庭を築き、子どもを育てる環境づくりを推進します。

基本目標(6) 子どもの安全の確保

すべての子育て家庭が安心して子どもを育て、子どもが安全に暮らせるように、学校、家庭、地域など様々な分野が連携し、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守り、安心・安全な環境づくりを推進します。

基本目標(7) 要保護児童等への対応等きめ細やかな取組の推進

すべての子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止に向けた体制を強化するとともに、いじめや不登校、児童虐待など、心のケアを必要とする子どもに対する相談体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭をはじめ、様々な状況にある子どもや家庭に対して支援する体制を整備します。

事業名	ひとり親家庭医療費助成事業		
概要	18歳以下の児童を有する母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童を有する家庭に対し、保険診療による自己負担金の全額を助成する。		
担当課	福祉課	今後の方針	継続実施

第 6 章 計画の推進と進行管理

第6章 計画の推進と進行管理

1 計画内容の住民への周知

肝付町において基本理念である「未来を担う子どもたちが明るく健やかに成長できる環境づくり」「子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを産み育てることができる社会づくり」「子どもを育てている人が子育てに伴う喜びを実感し、成長できる環境づくり」を実現していくためには、すべての町民が、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。

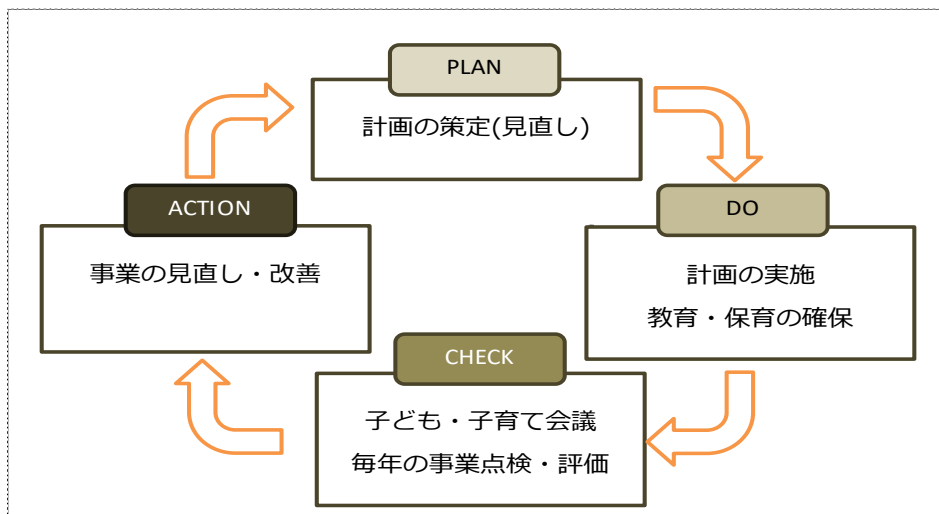
そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

2 関係機関等との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、商工会や振興会などの地域組織、関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の推進管理

この計画（Plan）の初期の達成を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。このため、計画内容の審議にあたった「肝付町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況について、肝付町として、各種施策が利用者の直面している問題や目標に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者の視点に立った点検・評価を実施し、「PDCAサイクル」による継続的評価の考え方を基本として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、事業取組みの見直し・改善を行うこととします。



第 7 章 認可保育施設等整備計画

第7章 認可保育施設等整備計画

1 施設整備計画の背景及び目的

平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に伴う「幼保一元化」や幼児教育・保育サービスの充実を図るほか、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進するため、肝付町では様々な施策を展開することとしています。

このような状況の中、施設整備においては、多くの私立保育園は老朽化が進行し、建物の耐震性にも大きな関心が示されており、働く保護者が安心して預けられる保育環境の整備が求められています。

このような課題に迅速かつ的確に対応していくために、肝付町は、児童福祉法に定める「児童福祉の理念」に則り、「児童育成の責任」を負うとともに、適切な「保育の実施」を目的として、保育施設等の施設整備に関して、将来を見据えた、効果的かつ効率的に整備するための施設整備計画をここに策定します。

2 施設整備の基本方針

本計画においては、老朽化した保育施設等の整備と合わせて、保育を取り巻く社会環境の変化や多様化する保育ニーズに対応した施設整備を促進します。また、地域の特性に配慮した計画を推進します。

3 施設整備の方向性

良好な保育施設等の整備にあたっては新たな保育サービスの提供を可能とするための良好な保育環境の確保が必要です。保護者や地域の生活実態、意向を十分に踏まえ、多様化する保育ニーズに対応した施設整備をすることにより保育サービスの充実を図ります。

4 計画期間

令和2年度～令和6年度

なお、計画期間内においても、国の新たな制度の情報を見極め、今後の社会情勢等を的確に把握し、状況の変化に対応する必要がある場合は、適宜見直しを行い計画変更も可能なものとします。

5 保育施設等の現状と課題

【現状】

① 認可保育施設の数（令和元年12月現在）

- ・私立保育所・・・4園
- ・認定こども園・・・3園

（町内保育施設等一覧）

施設名	構造	建築年月日	経過年数 (令和元年12月現在)
あけぼのこども園	RC造2階建て	平成31年3月	築1年
円通寺保育園	鉄骨モルタル 一部木造平家建て	昭和28年1月	築66年
国見保育園	RC陸屋根平家建て	昭和55年3月	築39年
恵心保育園	RC陸屋根平家建て	平成31年3月	築1年
高山こども園	RC陸屋根平家建て	昭和56年4月	築38年
高佑保育園	RC2階建て一部木造セメント瓦葺平家建て	平成15年4月	築16年
おおぞらこども園	RC造2階建て	平成31年3月	築1年

以上のとおり、保育施設等の整備状況は、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の建物が3施設、それ以後建設された新耐震基準の建物が4施設となっています。建築後の経過年数が法定耐用年数を過ぎている建物もあり、早急な老朽化対策が必要となっています。

【課題】

①私立保育園は、老朽化の進んだ施設があり、耐震性を強化するなど改修が必要です。また、整備については、施設の意向を考慮し、老朽度調査結果に基づく老朽化の進んだ施設を優先的に整備する必要があります。

②建築後、30年以上が経過し、施設の老朽化が進行する中において、良好な保育環境と園児の安全を確保するためにも、改修や建替えの時期を具体的に計画する必要があります。

6 施設設置場所

施設の設置場所については、町内の施設配置のバランス、交通の利便性、既存施設の利活用の有無とともに、豊かな情操を育むことのできる環境に恵まれた場所を条件とします。

7 年度別施設整備計画

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建替え		●国見保育園	